

# 平成27年度

## 防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業の事業内容等について

平成27年1月

環境省 総合環境政策局 環境計画課

1

### 公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業

平成27年度予算(案)額  
19,000百万円(22,000百万円)

#### 背景・目的

東日本大震災及び原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫などを背景として、災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題。

・災害に対応できる自立・分散型エネルギーシステムの構築  
・低炭素な地域づくりの全国展開

#### 事業概要等

うち「防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業」(総政局) 50億円

①防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギー、未利用エネルギー、蓄電池等の導入事業を支援

①防災拠点等への再生可能エネルギーの導入等  
②廃棄物処理施設への省エネ効果に優れた先進的設備の導入

②廃棄物処理施設の地球温暖化対策の強化に向けた先進的設備の導入事業を支援

#### 間接補助事業

国 ⇒ 非営利法人 ⇒ 地方公共団体  
(定額補助) (定額補助(一部2/3))

#### 交付金事業

国 → 地方公共団体  
国の負担割合：最大1/2

環境省(又は非営利法人)

事業計画又は地域計画

補助金等

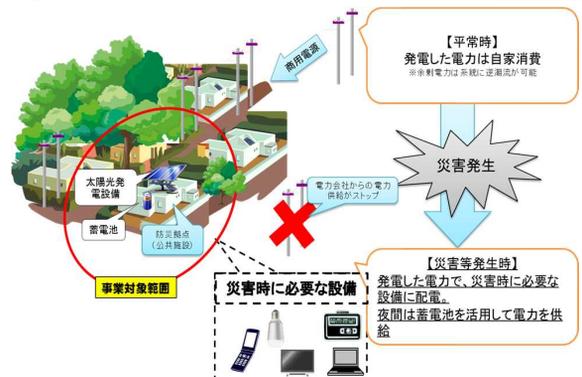
事業実績報告

交付対象は、  
全ての地方公共団体



(防災拠点への再エネ導入事業の例)

イメージ



# AGENDA

- \*事業の目的・概要
- \*対象とする施設等及び設備等
- \*基金事業からの主な変更点

3

# AGENDA

- \*事業の目的・概要
- \*対象とする施設等及び設備等
- \*基金事業からの主な変更点

4

# 事業の目的

- \* 地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を早期に実現することを目的とする。
- \* 本事業の趣旨は、①地域の避難所や防災拠点等となり得る公共施設等や地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設等において、再生可能エネルギー発電設備等の導入を推進するものであり、②災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持するものである。

5

# 事業概要

- \* **事業内容**  
地域の避難所や防災拠点及び災害時等に地域住民の生活等に必要不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設等への再生可能エネルギー発電設備等の導入。
- \* **事業実施体制**  
事業実施主体は地方公共団体(都道府県、市区町村及び地方公共団体の組合)。ただし、非営利法人を介した間接補助事業。
- \* **事業実施期間**  
平成27年度限り。

6

# 事業の成果指標

- ①再生可能エネルギー等を導入した防災拠点等の数  
再生可能エネルギー発電設備等を導入した避難所や防災拠点等の数
- ②二酸化炭素削減効果  
再生可能エネルギーによる電力量をもとにしたCO2削減効果
- ③その他(補助事業者が別途指定する効果)

7

## AGENDA

- \*事業の目的・概要
- \*対象とする施設等及び設備等
- \*基金事業からの主な変更点

8

# 対象とする施設等①

## \* 対象となる公共施設等の要件

地方公共団体が所有する施設等であって、防災拠点等であることが防災計画又はそれに準じる計画等で定められ、かつ耐震性を有する施設等(※)とする。

ただし、災害発生直後から役割、機能が求められる施設等に限る。

※耐震性を有する施設等の判断基準(消防庁資料より)

- 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- 耐震改修整備を実施した建築物

9

# 対象とする施設等②

\* 以下に防災拠点等の事例を掲げるが、防災拠点等については、地域の状況に合わせて各地方公共団体が個別に策定する地域防災計画等において定義されるため、当該計画等に基づくものとする。

○防災拠点(災害応急活動施設等)

- ①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点(集積・搬送等)・防災倉庫

○避難所(避難所・収容施設等)

- ①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③社会福祉施設、④体育館等スポーツ施設、⑤博物館等の社会教育施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設(道の駅等)

○その他(地域住民の生活等に不可欠な都市機能を有する施設等)

- ①上水道施設、②下水道施設、③清掃工場

10

# 対象とする設備等①

## \* 再生可能エネルギー発電設備等

原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギー及び自然由来の未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備。



11

# 対象とする設備等②

## \* 再生可能エネルギー発電設備に付帯する設備等

### ○蓄電池

床等に固定するもの(定置型)に限る。

### ○高効率照明機器

施設の内外に設置するものであり、従来の照明機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。

(※屋内高所照明(いわゆる「高天井用照明」)及び施設敷地内の外灯(次項の街路灯・道路灯ではないもの)を含む。)



12

## 対象とする設備等③

### \* その他の設備等

#### ○街路灯・道路灯

災害時に避難を誘導する目的で、避難所までの避難経路上に設置する又は避難所(公園・防災公園)の照明として設置する太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型LED灯設備に限る。

(※太陽光発電機能及び蓄電池付きの避難標識を含む。)

#### ○その他に認める設備等



13

## 事業内容等

### \* 補助率

- ・ 定額(10/10を上限。※以下の高効率照明機器の設置分を除く。)
- ・ 2/3(高効率照明機器の購入に係る部分)

### \* 発電設備及び蓄電池の導入規模

個々の施設等において非常時に維持することが求められる日中及び夜間における最低限の機能に基づき算定した電力を適切に確保できる規模の設備等とする。

### \* 付帯工事の範囲

設備等の導入・設置に関わる付帯工事は、直接且つ必要最小限の範囲とする。その範囲は設備等の機能を保持するために必要な工事とするが、設置場所などの地域の実情により発生する付帯工事は、対象外とする。

14

# 主な留意事項

- \* 通常時(災害時以外)に、発電(又は稼働)しない設備等は、対象外となる。
- \* 事業完了後に、事業の効果が発現していないと判断される場合は、補助金の返還などの対応を求めることがある。
- \* 固定価格買取制度による売電を行う場合には、事業の対象外となる。
- \* 導入した発電設備から発生した電力は、専ら自家消費することを主眼とする。
- \* 余剰電力を逆潮流することは、差し支えない。  
ただし、余剰電力を売電する場合、その収益については、導入した発電設備のメンテナンスを踏まえて適切な管理をお願いしたい。

15

# AGENDA

- \* 事業の目的・概要
- \* 対象とする施設等及び設備等
- \* 基金事業からの主な変更点

16

# グリーンニューディール基金事業からの 主な変更点

変更項目	グリーンニューディール基金事業	平成27年度補助事業
制度について	・都道府県及び政令市による複数年の基金事業	・非営利法人を介した単年度の間接補助事業
事業メニューについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ導入に係る計画策定事業</li> <li>・防災拠点等になり得る公共施設への再エネ導入事業</li> <li>・防災拠点等になり得る民間施設への再エネ導入事業</li> <li>・風力・地熱発電事業の支援事業</li> </ul>	・防災拠点等になり得る公共施設への再エネ導入事業
対象とする施設等の要件について	・記載項目なし。	・災害発生直後から役割・機能が求められる施設等に限る。

※その他にも、設備要件、交付要件等で変更があります(詳しくは「取扱い(QA集)」を参照)。

17

## 事業に関する問い合わせ先

環境省総合環境政策局環境計画課

メールアドレス: [GNDPROJECT@env.go.jp](mailto:GNDPROJECT@env.go.jp)

18

# 防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業 実施に係るスケジュール(案)

